

2026年7月21日

ポイント解説

「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」の成立

2026年7月15日開催の参議院本会議において、サステナビリティ情報の開示・保証に関する事項を含む「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」が可決・成立しました。

■ 本法律の主なポイント

背景

気候変動や人的資本等に係る企業のサステナビリティ情報は、投資家が中長期的な企業価値を評価する観点で重要な情報です。国際的には2023年6月にISSB基準が開発され、日本でも2025年3月にサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）が開発されました。他方、日本では2023年3月期より上場企業等にサステナビリティ情報の開示を義務付けているものの、具体的な基準に基づく開示や第三者保証は義務付けられておらず、比較可能性の向上、信頼性の確保、投資者保護が課題とされていました。

概要

サステナビリティ情報の開示・保証に関して可決・成立した金融商品取引法の主な改正内容は、これまで金融庁の各審議会・ワーキンググループで検討されてきた方向性に沿うものです。

- ・一定のプライム市場上場企業に対し、SSBJ基準に基づく情報開示※1および第三者保証を義務付け※2
- ・一定の場合に、将来情報等の虚偽記載に対する金融商品取引法上の民事責任を負わないこと（セーフハーバー・ルール）を規定
- ・保証の業務業者を登録制（法人）とし、監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能

施行時期

2027年4月1日から施行

※1：有価証券報告書におけるSSBJ基準に基づく情報開示の具体的な適用対象企業については、グローバルな投資家との建設的な対話を志向するプライム市場上場企業の、時価総額の大きな企業から順次適用を義務付けていくことを政令等で規定予定。
具体的には、企業等の準備期間を考慮し、以下のとおり適用義務付け開始。

- | | |
|-------------------------|-----------|
| i. 時価総額3兆円以上の企業 | ：2027年3月期 |
| ii. 時価総額3兆円未満1兆円以上の企業 | ：2028年3月期 |
| iii. 時価総額1兆円未満5千億円以上の企業 | ：2029年3月期 |

参考：金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案 説明資料（2026年4月） P.6

※2：今後保証の適用義務化時期や保証範囲等の詳細は、これまでのワーキンググループの議論を踏まえて別途規定、明文化される予定。

■ 企業のサステナビリティ情報の開示・保証

SSBJ基準に準拠



プライム市場
上場企業

開示

有価証券報告書
サステナビリティ情報
・ガバナンス
・戦略
・リスク管理
・指標及び目標
（例：温室効果ガス排出量）
・ × ×
・ × ×

今後保証の適用義務化時期や保証範囲等の詳細は、これまでのワーキンググループの議論を踏まえて別途規定、明文化される予定

登録業者



保証

監査法人以外
でも可

参考：金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案 説明資料（2026年4月） P.1

参考

金融庁のサイト

[第221回国会における金融庁関連法律案：金融庁](#)

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ情報の開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<https://www.deloitte.com/jp/ja/about/group/deloitte-touche-tohmatsu.html>

デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーである合同会社デロイト・トーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト・トーマツ、デロイト・トーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてののみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>